## 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十号

ように道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和五年六月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

三芳富士見線	路線名
二八九三番一地先まで 富士見市大字上南畑字池田 富士見市大字上南畑字池田 高士見市大字上南畑字池田二八九八	供用開始の区間
令和五年六月十三日	供用開始の期日
令和三年十二月二十四日付け 特玉県川越県土整備事務所長 告示第十二号で告示した道路 の一部供用開始である。延長九九・九九メートル	備考